東北地方太平洋沖地震により被災されました皆さまへの お見舞いおよび特別措置について

2011 年 3 月 14 日 SBI 損害保険株式会社

このたび、東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今回、地震・津波により被害を受けられたご契約者の皆さまからのお問合わせ・ご相談につきましては、 下記までお願いいたします。

【事故受付・ロードサービス】

ISBI 損保安心ホットライン	フリーコール 0800-2222-581
	24 時間 365 日受付

【ご契約専用フリーコール】

ご契約内容の問合せ・変更・解約等のお手続き

	フリーコール 0800-8888-831
	受付時間 9:00~21:00
	(12/31~1/3 を除きます)

一日も早い被害の復旧と皆さまの安全を役職員一同心よりお祈り申し上げます。

<被災地域にお住まいの方の特別措置>

災害救助法適用地域にお住まいの方で、既にご契約いただいている方ならびに弊社の保険へ加入をご検討されている皆さまに対しまして、「継続・新規・異動のお手続に関する猶予措置(※1)」、「保険料の払込みに関する猶予措置(※2)」、「インターネット割引等の特別適用(※3)」の特別措置を実施させていただきます。これらの措置の適用をご希望の方は、上記の【ご契約専用フリーコール】にお問い合わせください。

- ※1. 保険始期が 2011 年 3 月 11 日~2011 年 4 月 11 日の弊社継続契約または弊社のお見積りにつきまして、始期日を過ぎてからでも、2011 年 4 月 10 日までにお申込みのお手続きをされれば、弊社継続契約の場合には前年と同条件で契約が継続されたものとして、弊社のお見積りの場合にはそのお見積り内容にてご契約されたものとしてお取り扱いいたします。また、地震・津波が原因の契約内容変更や解約・取消につきましても、2011 年 4 月 11 日までお手続きの期間を延長いたします。
- ※2. 弊社自動車保険のご契約のお申込み(保険始期が 2011 年 3 月 11 日以降の契約に限ります)のお手続きをされており、その保険料のお払込みが未済みの場合、その保険料の払込期限を 2011 年 5 月 10 日まで延長いたします。また、契約内容変更で追加保険料がある場合の払込期限も 2011 年 5 月 10 日まで延長いたします。
- ※3. 弊社自動車保険のご契約のお申込み(保険始期が 2011 年 3 月 11 日~2011 年 5 月 11 日の契約に限ります)のお手続きをする際に、地震・津波のためにインターネットが使用できない状況で弊社所定の条件を満たす場合は、インターネット割引等を適用いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先 SBI 損害保険株式会社 マーケティング部 早野 野呂 03-6229-0060